## 取引約定書(本契約第8条第3項に基づく)

排出事業者 (以下「甲」という。)と処理業者 福知山バイオマス事業協同組合(以下「乙」という。)は、別途締結した「一般廃棄物処理委託契約書 号)」第8条第3項に関する処理料金の支払いに関して、以下の条件に従うことを約定する。

- 第1条 個々の取引契約は、その都度、甲が一般廃棄物を乙の処理施設に搬入し、乙が受領 したときに成立する。
- 第2条 乙は、処理料金を、前月21日より当月20日までの分を集計の上、当月末日までに 甲に請求し、甲は、翌々月末日までに乙の指定する金融機関の口座に送金する方法 によって支払う。
  - (1) 甲は、前項に規定する期間内に処分料金を完納しなかったことにより、乙から遅延利息(当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年6.0パーセントの割合を乗じて得た金額)を請求された時は、乙に支払わなければならない。
- 第3条 甲が次の各号の一つに該当したときは、乙は催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。この場合、甲は乙の請求により、直ちに未払い処理料金の全額を一括して弁済しなければならない。
  - (1) 甲が乙に対する処理料金、その他の債務につき支払いの義務を怠ったとき。
  - (2) 甲が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分を受けたとき、または 自ら整理、和議の開始をしたとき。
  - (3) 甲が自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける 等支払停止状態に陥ったとき、またはそのおそれがあると認められる事由がある とき。
  - (4) その他甲と乙との信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 第4条 この契約の有効期間は、一般廃棄物処理委託契約書の第14条に準ずる。
- 第5条 この契約に関し、訴訟の必要が生じたときは、乙の住所地を管轄する裁判所を第一 審の管轄裁判所とする。
- 第6条 この契約に定めのない事項については、その都度協議する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙は、各自記名・押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所氏 名

乙 住 所 京都府福知山市字牧小字神谷 285 番地の 18氏 名 福知山バイオマス事業協同組合理事長 石丸雄之助 即